

3 必要不可欠な行政機能は確保する

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震発生後、警察官にも死傷者が発生し、資機材等も被害を受け被災地域のパトロールが手薄になり、治安が悪化する。
- ・ 大規模停電により、津波から避難しようとする車などが多重衝突事故や人身事故を起こすなど重大事故が多発する。
- ・ 行政機関の職員に多くの死傷者が発生し、国、県、市をはじめ、防災関係機関との情報通信も途絶し、庁舎や学校も一部使用不能となり、行政機能が機能不全となる。また、代替施設にて災害対策本部を設置したものの、災害対応の経験が不足したことから、初動対応に遅れが生じる。

3-1) 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ

<要点>

庁舎等の耐震化や電力等の確保対策など機能強化を行うとともに、業務継続計画の策定や広域連携協定等により、行政機能不全の防止を図り、信号機電源付加装置の整備等により重大事故の多発を防ぐ。

庁舎等の耐震化、防災拠点施設の機能強化

○ 各行政機関において、庁舎の耐震化、停電時の電力や情報・通信システムの確保、代替不能機器等の保全、代替庁舎の選定・確保、物資の備蓄等を推進する。

・ 防災拠点等となる市有施設の耐震化率 77.6% (R1) → 100% (R5)

○ 防災拠点等におけるエネルギー供給リスクの分散を図るため、太陽光パネル、蓄電池、自家発電装置の設置を推進し、自立・分散型電源の導入を検討する。

行政機関の業務継続計画の策定、広域連携等行政機能維持体制の整備

○ 市業務継続計画の改定をし、それに基づく訓練を定期的に行うことにより、大規模災害時における行政機能の継続及び早期復旧を図る。

・ 鳴門市業務継続計画の改定

推進 (R1) → 改定 (R3)

・ 安否情報等訓練の実施 実施 (R1) → 毎年度実施

○ 災害発生時の被災自治体においては、災害のフェーズに応じた

災害対応、そのための推進体制の整備や進捗把握などの管理、応援職員の緊急確保などの



「災害マネジメント」が求められる。このため、市職員に対する実践的な研修等を通じて、マネジメント人材の育成を行う。

- ・ 徳島県災害マネジメント総括支援員の市登録者数
1人（R1） → 5人（R5）
- ・ 徳島県災害マネジメント支援員の登録者数
-（R1） → 4人（R5）

○ 県内の市町村間はもとより、関西広域連合など広域的な連携を図り、大規模災害時に備え、平時からその結びつきを強化するための取組を推進する。

さらに、災害時相互応援協定の締結先である鳥取県境港市との間では、相互間の連携の確認や、民間団体の交流によることなど、相互応援体制の構築を視野にいれた取組の一層の促進を図る。

○ 市職員の「防災研修への参加」や「防災士資格の取得」を推進し、個々の防災能力を向上させることにより、行政機能の維持を図る。

警察機能維持対策の協力

○ 公共の安全と秩序の維持を図るため、市は、警察が業務を円滑に継続するための協力を行うよう努める。

情報システム等の機能強化、情報の遺失防止対策の推進

○ 市本庁舎が被災し、システムサーバやネットワーク機器等に甚大な被害が発生した場合においても、被災者支援をはじめ各種自治体業務の速やかな再開や、自治体機能の早期復旧を図るための各種対策を、現庁舎及び新庁舎において講じる。

- ・ 耐震性を備えた庁舎建物内における対策の実施
(ダウンリカバリーサーバ構築・各種住民データセーフ金庫保管) 完了（R1）
- ・ 基幹業務システムのクラウド化 完了（R1）
- ・ 被災者生活支援再建システムの更新 着手・完了（R1）

エネルギー供給体制等の整備・機能強化

○ 関係機関において、庁舎の耐震化等、電力の確保、情報・通信システムの確保、代替不能機器等の保全、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する。また、臨時情報が発表された場合には、後発地震に備え、水・食料等の備蓄、非常用発電装置やコンピュータ・システム等重要資機材点検等の所要の措置を実施する体制づくりを行う。

○ フェーズフリーの観点から、電力供給遮断などの非常時に、PHV・EVを用いて避難所等に電力を供給するシステムの普及に努める。

- ・ エコカーを活用した給電に関する啓発活動の実施数（累計）（再掲）
2件（R1） → 10件（R5）

○ 災害時の応急活動に不可欠な緊急車両への給油、避難所への燃料供給が確実にできるよう、ガソリンのほか軽油・灯油・重油の備蓄等に取り組む。